

日南市ナビホームページ広告掲載取扱要領

第1条（目的）

この要領は、ホームページ設置要綱に定める事項のほか、MIRANKA（以下「本団体」という。）がインターネット上に公開するホームページの広告掲載に関し、必要な事項を定める。

第2条（適用する組織）

この要領は、「本団体」が管理する日南市ナビ（以下「当サイト」という。）のホームページに対して適用する。

第3条（広告の種類及び範囲）

1 ホームページに掲載できる広告は、「本団体」の広告媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、次の各号のいずれかに該当しない広告とする。

（1）法令又は「本団体」が定める規則等に違反するおそれがあるもの、又は抵触するおそれがあるもの

（2）宗教性、政治性のあるもの、又は選挙等に関連するもの

（3）社会問題についての主義主張や係争中の声明等の広告

（4）公序良俗に反するおそれのあるもの

（5）「本団体」が広告の対象となるものを推奨しているかの誤解を与える表現のもの

（6）「本団体」がホームページに掲載する広告として適当でないと認めるもの

2 前項第6号に規定する適当でないと認めるものは、次の各号をいう。

（1）投機的商品の広告

（2）消費者金融の広告

（3）出資者及び出資金の募集広告

（4）靈感商法など不良商法と認めるものの広告

（5）債権取り立て、回収等の広告

（6）特殊な結社団体の広告

（7）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で「風俗営業」と規定される業種の広告

（8）興信所等の広告

（9）法規に触れる危険物販売の広告

（10）危険を伴う民間療法の広告

（11）人権を害するおそれがある広告

(12) 法律で禁止されている商品や無許可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供する広告

(13) 他を誹謗、中傷又は排斥する広告

(14) 本会の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告

(15) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとみとめられるものの広告

(16) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのある広告

(17) 社会的に不適切な広告

(18) 国内世論が大きく分かれている広告

(19) その他、本会が記載を不相当と認める広告

第4条 (バナーの広告の規格及び掲載位置)

1 広告は、次の規格のバナーをクリックすることにより、指定アカウントにハイパーリンクして表示するものとする。

(1) バナーのデータ形式 GIF、JPEG、PNG

2 次の表現をするバナーは掲載を禁止する。

(1) 画像が変化又は移動する場合で、次の表現のもの

イ 人体の眼への負担が大きいもの

ロ 光感受性発作を誘発させるもの

(2) 閲覧者の意思によらない動きをするもの

(3) 閲覧者に誤解を与える恐れがあるもので、次の表現のもの

イ 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

ロ アラートマーク

ハ ラジオボタン

ニ テキストボックス (入力できるように見えるもの)

ホ プルダウンメニューやボタン (下に選択肢があるように見えるもの)

(4) ホームページのコンテンツの一部と混同するような、次の表現のもの

イ ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの

ロ 閲覧者が本会の事業であると誤解、錯覚しやすいもの

3 バナー広告は配置箇所は、バナー広告掲載を希望する者 (以下「申込者」という。) の申請希望により決定する。

4 バナー広告は配置箇所、掲載頻度は、「当サイト」スポンサー募集ページ

<http://nichinanshinaui.moo.jp/sponsor/>

広告掲載についてを確認。

第5条（バナー広告掲載料）

1 バナー広告掲載料は、「当サイト」スポンサー募集ページ

<http://nichinanshinaui.moo.jp/sponsor/>

の各料金と詳細を確認。

第6条（バナー広告掲載期間）

1 バナー広告掲載期間は、1年単位とする。

第7条（バナー広告掲載申込と手順）

1 「申込者」は、ホームページバナー広告掲載申込書（以下「バナー広告申込書」という。）（様式第1号）に次の各号に定める事項により、「本団体」に提出しなければならない。

(1)「申込者」は「当サイト」より「バナー広告申込書」をダウンロードし必要事項を記載する。

(2)バナー広告申込書は「当サイト」スタッフが「申込者」の所在地に伺って直接手渡しにより提出する。

第8条（バナー広告の原稿）

申込者は、バナー広告掲載の決定の通知を受けたときは、希望する広告記載開始日までにフロッピーディスクまたは電子メールで「本団体」に提出しなければならない。

第9条（バナー広告掲載料の請求と納付）

1 バナー広告掲載料の請求は、掲載開始時に「申込者」に請求する。

2 請求書に基づき、請求書発行日から30日以内に、「本団体」の指定する銀行口座に支払うものとします。ただし、月末日が土、日、法定休日の場合は、直前の営業日を支払日とする。

3 「申込者」の支払いが遅延した場合、「本団体」は「申込者」に対し支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に応じ、遅延日数1日につき、支払遅延金額に対し、年14.5%の割合で計算して得られる額を遅延損害金として支払する。

第10条（バナー広告掲載の取り消し）

「本団体」は、バナー広告掲載後に次の各号に該当する場合は、広告の掲載を取り消すこ

とができる。

- (1) 請求したバナー広告掲載料を納入しなかったとき
- (2) 広告内容が、第3（広告の種類及び範囲）に該当することが判明したとき
- (3) 上記(2)項目に含まれる該当し広告の掲載を取り消した場合の広告料金の残金等は返金できないものとする。

第11条（免責）

1 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生など「本団体」の責に帰すべき事由以外の原因により広告掲載契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、「本団体」はその責を問われないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとする。

2 広告掲載中に当該広告からのリンクがデッドリンクとなった場合やリンク先のサイトに不具合が発生した場合、「本団体」は当該広告掲載を停止することができるものとし、この場合「本団体」は広告不掲載の責を負わないものとする。

第12条（守秘義務）

「申込者」は、広告掲載あるいは広告掲載契約に関して知り得た「本団体」の秘密情報を第三者に提供、開示、漏洩をしてはならないものとする。

第13条（契約条件の変更）

「本団体」はいつでもこの広告掲載契約の各条項を変更することができるものとする。ただし、既に成立している広告掲載契約については、当該広告掲載を申し込まれた日（申込書記載の申込日）における契約条項が適用されるものとする。

第14条（その他）

この要領に定めるもののほか必要な事項は、「本団体」が定める。

平成25年10月30日 制定・施行